横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に

関する条例施行規則の一部改正について（概要）

１　改正の趣旨

横浜市では、簡易給水水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、地下水を水源として飲料水を供給するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するものを除く。）及び小規模受水槽水道（水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を設けて飲料水を供給するものをいう。ただし、専ら1戸の住宅に供給するものを除く。）の清掃及び管理状況の定期検査について、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例及び条例施行規則で定めています。

このたび、水質基準に関する省令及び水道法施行規則が一部改正されたことを受けて、横浜市で定めている簡易給水水道における定期及び臨時の水質検査の項目を見直すため、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則を一部改正します。

２　改正の概要

(1)　定期及び臨時の水質検査の項目について、20の項から51の項までを１項ずつ繰り下げ、新たに20の項としてペルフルオロ（オクタン―１―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）（以下、「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」とします。）に係る基準値（0.00005mg/L※）を追加します。（※0.00005mg/L=50ng/L）

(2)　ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの定期検査の頻度について、おおむね３か月に１回以上とするとともに、

過去の検査結果等により検査回数を減じることを可能とすることとします。

３　施行予定

　　令和８年４月１日（予定）

４　その他

　　本改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果により修正や見直しを行う場合があります。